

訪問介護基本報酬引き下げによる影響への対策を早急に求める意見書

介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が始まりました。身体介護、生活援助などの訪問介護は、高齢世帯の方や要介護者の方にとって、在宅で生活を支えるうえで欠かせないサービスです。この制度を持続的かつ安定的に運営するためには、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の負担が過重にならないよう、国庫負担割合の引上げを含めた検討が必要と考えます。

こうした中、厚生労働省は令和6年4月から訪問介護の基本報酬を引き下げました。その理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。

しかしこれは、ホームヘルパーが効率的に訪問できるサービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設している事業所や、都市部を拠点とする大規模な事業所が利益率の平均値を引き上げているためであり、小規模な事業所を含む全事業所の実態からかけ離れています。

本市の訪問介護事業所から、訪問介護基本報酬の引き下げ後の現状を聴取したところ、経営状況がさらに厳しく赤字が増えれば、事業所廃止も考えなくてはならないとのほか、ヘルパーの高齢化による離職や人材の確保が難しく人員体制が整わないため、時間帯によってはサービスを断る等、従来行っていたサービスの継続が難しく、全ての利用者の希望に速やかに応じられないケースもあり、事業者の運営と利用者に大きな影響がでています。

厚生労働省は、訪問介護は処遇改善加算によって引き下げ分を補填できると説明していますが、加算には段階ごとに様々な厳しい要件と負担を強いることから小規模事業者が加算を取得し補填することは困難であります。

よって国及び政府に対し、多様な地域の実情にあった地域包括ケアシステムの深化、持続可能な介護保険制度の実現に向け、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 自治体の財政負担や被保険者の保険料・利用料負担が過重とならないよう国庫負担割合を引き上げること。
- 2 都市部の有利な条件の事業者をモデルとするのではなく、地方における小規模事業者の実情を十分に考慮し、介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての地域で全ての世代にとって安心できる制度を早急に再構築すること。
- 3 人材確保は喫緊の課題であり、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性の向上等、即効性のある抜本的な介護人材確保対策について検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

千葉県袖ヶ浦市議会議長 小国 勇

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財務大臣 様